

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 7件
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 17件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容等のもの。)

■対象となった市長への手紙の回答 (受付年月 令和5年8月分)

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済
 △=手紙の内容を検討中
 ×=手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	障害者福祉 移動支援事業について	お疲れ様です。島田市民の幸せを考えて下さりありがとうございます。全国最低の1ヶ月15時間ですが支給を頂き助かって居ます。しかし、温泉、プール等水の支援では利用出来ない、〇〇市の事業所の利用も出来ない等で、全額負担での利用月もあり、とても困って居ます。何とか解決をお願い致します。相談に行っても福祉課では適当な理由を並べられ悲しくなりました。	温泉・プール等施設利用時の介助については、危険を伴うことが多く、救命等の専門的な知識や技能が必要であることなどから、原則、本事業の対象外とさせていただきます。 これは、サービスを利用する方の安全性の確保を優先するための対応でありますので、御理解いただきたいと存じます。 また、移動支援事業につきましては国等による人員・設備基準はありませんが、御利用の際の安全確保のため、当市においては障害者総合支援法に基づき県が指定した居宅介護事業所との委託契約によりサービスを提供しております。 市外の事業所であってもサービス提供は可能ですが、〇〇様が現在利用されている〇〇市の事業所は、居宅介護事業の指定を受けていないため、市としては委託契約を締結しておらず、公費によるサービスを利用していただくことができない状況です。 今後も、支援者と連携して、〇〇様はじめ市民の皆様にとって最善の支援方法を一緒に考えてまいりたいと存じますので、お困りごとや御不明な点がございましたら、引き続き福祉課に御相談いただきますようお願いいたします。	×	福祉課 (36-7154)
2	手紙	環境プラザ職員のごみ持込時の対応について	私は現在、シルバー人材センターの会員として、植木の剪定作業に従事しています。8月市内の〇〇様宅の庭木の剪定作業をしました。その際に出た剪定枝葉を〇〇様の奥様が軽トラックに積んで環境プラザに持ち込んだところ、「一人で降ろせ」と言われたので「主人が病弱で一緒に来られないので」と話したら渋々手伝ってくれたそうです。	日頃より、市民の皆様に対する接遇については、言葉や感情の行き違いが起こることの無いよう周知、指導を行っているところですが、今回、運び込まれた方の気分を害されたことは大変申し訳なく思っております。謹んでお詫び申し上げます。 対応した当プラザの職員は、持ち込まれたごみはご自身で下ろしていただくことを基本としていることから、積載している量から判断して、「積む作業	○	環境課 (34-1122)

			<p>私も以前、剪定枝葉を持ち込んだ時は、職員二人が竹竿でごみを支えながらピットの中に投入してくれ、アッと言う間に荷降ろしは完了しました。事業者が持ち込むとは違って、一般市民の方で特に高齢者の女性が持ち込んだ際は、安全面を考慮して職員が荷降ろしすべきではないでしょうか。万が一滑って転倒し怪我でもしたら大変です。聞くところによると、一人で持ち込むと「二人で来い」と怒られた人もいます。</p> <p>不慣れな市民が不慣れな場所（環境プラザ）で荷降ろしまでさせるのは如何なものか。市民の安全と市民サービスを第一に考えてください。</p> <p>「ごみは俺達が処分してやる」ではなくて「処分させていただきます」という意識を持ってほしいと思います。</p> <p>新しい立派な庁舎が完成しても、離れた場所で働く職員が市民サービスのために何ができるのかを考えながら業務に励んでいく必要があります。環境プラザ職員の意識改革を進めてください。</p>	<p>に従事した方も一緒に来ていただけないか」と確認の意味で同乗をお願いしたものです。</p> <p>ピット付近での作業は危険を伴うため、どうしても騒音の中、大きな声で指示を行う必要があります、驚かれたものと思いますが、作業をご自身が行い、私共がお手伝いをするという基本が、ごみを持ち込まれる市民の皆様に対して周知されていないことが原因の一旦ではないかと感じます。</p> <p>今後は誤解を招く恐れがないよう、ピット付近でのルールについて、市民の皆様にも周知するようにしてまいりたいと存じます。</p>		
3	メール	<p>転入に伴う介護保険の引き継ぎについて</p>	<p>先日義祖父が他市から島田市内の介護施設に転移しました。</p> <p>その際に介護認定が切れていたのですがこちらが転入日を誤って記載したため、認定が切れていたおおよそ2ヶ月分の入所費用が自己負担になる旨を施設から通達されました。その際島田市役所で転入日の変更を申し出たのですが、当時の職員の対応が冷淡であったこと。そして転入日記載を行った当時の担当職員からの謝罪がなかったことの2点、誠に遺憾でした。転入日の誤記入はこちらも認めていますそれを促されたのは当時の職員によるものだと義父は話していました。ただその職員はその非を受け入れず「言っていない」の一点張り。水掛け論になってしまうのは自明の理ですがこちらミスも認めているので開き直らず謝罪の言葉を欲していました。転入日変更の際にしてももう少し職員の助力をいただきたい次第でした。島田市の方から〇〇市役所へ対応していただいたおかげで今回は事なきを得ましたが職員の方々の対応力の向上を要望いたします。よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>住所異動の届出につきましては、お客様の申出に基づいて処理をしております、詳細や不明な点がある場合はお客様への確認とともに、前住所地の市役所への電話確認も行い、慎重に対応しております。</p> <p>今回の転入につきましては、介護保険の関わりがあり、不都合な点が発生して、お手数をお掛けしてしまいましたが、御相談を受け、島田市の介護保険担当、〇〇市役所、入所施設と連絡を取り、最善の方法をお示しさせていただきました。</p> <p>住所異動に伴い、国民健康保険や介護保険等がある場合は、それぞれのお客様の状況により必要な手続きが異なることが考えられます。また、お客様にとっては初めてのことで分かり難い点も多かったと思います。特に今回のように特別な事情がある場合については、お客様とよくコミュニケーションを取りながら手続きを進める必要があると考えます。</p> <p>今後は、更にお客様の立場に立ったより良い対応ができるよう努めていきたと考えております。</p> <p>今回、職員の対応について貴重な御意見をありがとうございました。</p> <p>これからもお気づきの点等ございましたら、御意見をお寄せください。</p>	○	<p>市民課 (36-7194) 長寿介護課 (34-3294)</p>

4	手紙	市道色尾大柳線建設工事について	<p>以前市道建設工事に伴う大井川用水の断水について質問させて頂いた初倉のレタス生産者です。この前、建設課担当者と関係者で現地において意見交換を行いました。市担当者より私たちの質問に対して丁寧な回答を頂きまして誠にありがとうございました。</p> <p>現在初倉地区の農家はお茶とレタスの2本柱で生計を立てています。お茶に関しては島田市が応援してくれているにも関わらず東日本大震災そして新型コロナの影響により高級茶販売が低迷して経営を圧迫しています。このような理由からレタス生産にかける意気込みが強いものがあります。</p> <p>また京浜市場からの期待も高く、生産者の生活とブランド産地を守るために、もう一度市長にお願いさせて頂きます。</p> <p>①レタスの栽培における用水の重要性和初倉地区の産地としての特徴</p> <p>レタスの95%は水分であるといわれるくらい水は重要で定植時の活着を促す灌水と乾燥時は用水を圃場に引き込んでの畝間灌水があります。レタスは極度の乾燥に合うと不結球、生育不良により収穫できません。2017年から18年中河大柳線の大井川用水長期の断水により多大な影響がありました。初倉地区の特徴は砂質土壌で水はけが良く県内の他産地が降雨で定植出来ない時でも耕耘定植が出来ます。反面乾燥時には畝間灌水が必要になります。このような事から用水はレタス生産における生命線です。そこで私たちレタス生産者は過去の用水路を壊してのボックスカルバート埋設工法による長期断水によるレタスの生育不良という大失敗から二度とこのようなことが起こらないように同じ考えの人を集めて市と話し合いをする事にしました。</p> <p>②市の担当者の方との現地での説明会での申し合わせ事項と市の説明</p> <p>(工法について) 水路を壊してのボックスカルバート埋設工法で行う予定</p> <p>(工事に伴う断水について) なるべく長期の断水は行わない。断水する場合は事前にいつから何日間位行いか生産者に連絡する。市との連絡窓口は〇〇として、私が生産者代表を務める。</p>	<p>まず第一に、過去の工事による断水がレタスの生育に影響を及ぼしたことについて、心よりお詫び申し上げます。また、レタス生産者の皆様や〇〇職員の方々との現場立会いの場を持ち、貴重なご意見を伺いできたことに感謝申し上げます。</p> <p>今回、断水を回避するために橋を架ける工法のご提案をいただきましたが、関係機関と協議を重ね、現場の実情を詳細に検討した結果、ボックスカルバート工法の採用が適切であると判断いたしました。ご理解いただきたく存じます。</p> <p>しかしながら、過去の工事において、必要な用水量の不足や、大雨の際に仮設水路が適切に排水可能であるのかという点について、ご心配があることを承知いたしました。</p> <p>こうした貴重なご意見を踏まえ、再度関係機関と協議を行い、最適な対策を検討してまいります。最後に、工事に伴う影響については、できる限り最小限に抑えるように期間短縮を図る等、最善の方法を検討いたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>	△	建設課 (36-7183)
---	----	-----------------	---	--	---	------------------

			<p>(仮設水路建設について) 工事期間中長期の断水をしてないように仮設水路を建設する。</p> <p>③私たちレタス生産者の希望</p> <p>(仮設水路建設について) この場所は工場に囲まれた狭い部分で大井川用水東部幹線の分岐点であり仮設水路を建設する余裕のスペースが素人にもあまり無いと考えられる。また仮設水路で灌がい十分な水量が確保できるか。</p> <p>冬季なので可能性は低いと思いますが、大雨警報が発令されると六合から初倉へ送ってくる用水を止めて用水路を排水路として使うのですがそれは可能か。</p> <p>(私たちが考える工法) この場所は用水路の分岐点であり工事が複雑であることが予想されるので用水路を壊してのボックスカルバート埋設工法より水路の上空を跨ぐ架設工法に変更してもらいたい。</p> <p>長々と申し訳ありませんでした。しかし過去の苦い経験があるの心配です。市長としては専門の担当部署に任せてある事柄なのでコメントはしにくいかもかもしれませんが、レタス産地を守り生産者の生活を守るため市長の考えを聞かせて下さい。宜しくお願い致します。</p>			
5	メール	特別障がい者手当 診断書について	<p>突然のメールですいません。特別障がい者手当を受けたいのですが診断書を書いてくれる所がありません。島田市立総合医療センターにも新規はダメだと言われてしまいました。生まれつきの障害のため障害認定を受けたのが市外の医療機関だったのでそこに行ってください。との事でした。一人暮らしをしています。年々足が動かなくなり電車やタクシーを乗る事が大変になってきました。今後のためにどうしても特別障がい者手当を受けたいです。今、現在 診断書を書いてくれる所は身体障害者の為なのか。</p> <p>島田市にはありません。すべての断られています。ちなみに福祉課の皆さんはいつも親身になって相談に乗ってくれてありがたいです。感謝しています。</p> <p>最後に制度はあるのに診断書を書いてくれない為手当が受けられないのはおかしいと思います。もう自分では、どうすることもできないので悩み</p>	<p>特別障害者手当の認定におきましては、国が定めた基準に則って審査する必要があります。新規申請の際には、原則、所定の様式により医師が作成した診断書を添付していただく必要があります。</p> <p>ただし、〇〇様のように、障害に対しての治療を必要とせず、長期間にわたって受診をされていない場合には、診断書を作成していただける医療機関がなかなか見つからず、御苦労されるケースがあると伺っています。</p> <p>〇〇様からの手当新規申請に添付する診断書の作成につきましても、障害に関する受診歴が無いことなどの理由により、対応できる医療機関が見つからない状況となっています。引き続き、福祉課相談員が調整に努めておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。</p> <p>市といたしましては、〇〇様はじめ障害のある方が日常生活において必要な制度を適切に利用できるよう、各関係機関と連携し、様々な負担の軽減に努</p>	○	福祉課 (36-7154)

			<p>ましたが、思い切って市長さんにメールしました。すみませんでした。</p>	<p>めてまいりたいと存じます。 今後もお困りごとや御不明な点がございましたら、最善の方法と一緒に考えてまいりたいと思しますので、引き続き福祉課に御相談くださいますようお願いいたします。</p>		
6	手紙	消防設備等の入札参加について	<p>弊社は、消防設備・電気設備の施工及びメンテナンスを中心に営業している会社です。会社設立から17年になります。この間、市の施設の消防設備点検等の入札や見積参加の申請及び担当課への営業にも伺ってきましたが一部の施設(プラザおおり、健康福祉センター、体育館、学校給食センターなど)は入札等に一度も参加させてもらえません。 なにか不公平な感じをうけます。 ①これらの施設について、一度も入札参加させてもらえない理由を、お答えください。 最近では、施設の管理が〇〇様等による一括受注となり、消防設備点検等は、直近まで実施していた業者が優先され、新たに受注することが困難な状況です。 ②この状況に対し、市として改善策を、お答えください。 島田市では、消防設備の点検や防災用品の購入などの入札・見積りに市外の業者も参加させていますが、市内の業者で実施できる事業は、市内業者優先で行う方がいいとおもいます。 市民の税金で事業を行うのですから。 近隣市では、営業に行っても「地元優先ですから事業の依頼は無いと思います。」とはっきり言われます。 ③市内業者で実施できる事業は、市内業者優先に改善できるかお答えください。 以上宜しく願い致します。 異常な暑さの日々が続いています。市長様、お体に気を付けて毎日のお仕事頑張ってください。</p>	<p>まず、①と②について、御回答申し上げます。 今回例示された施設のうち、市民総合施設プラザおおり及び体育館(総合スポーツセンターローズアリーナ、金谷体育センター)は、指定管理者が維持管理業務を担っています。また、保健福祉センター及び給食センターについては、〇〇株式会社が包括管理業務を実施しています。これらの施設では、個々の業務に係る再委託先の選定を指定管理者又は〇〇株式会社に委ねており、法制度上、市が再委託先の選定に直接かかわることはないものと考えております。 一方で、明らかに合理的な理由なく、特定の事業者のみを優先又は排除する等、競争性、公正性及び公平性を違法又は不当に制限し、競争原理が損なわれていると認められる場合には、市として再委託先の選定方法について、助言等を行うことがあるものと認識しております。 なお、〇〇様の会社において、指定管理者又は〇〇株式会社に対し、再委託業務の受託に向けた営業活動を行うことに関し、市としてこれを妨げるものではありません。 次に③についてですが、本市においては、従前より地域経済の活性化等を図ることを目的として、「島田市地元企業優先発注等に係る実施方針」を定め、適切な競争原理の下、公平性を確保した上で、市内中小・小規模企業への受注機会の維持・向上に努めております。 一方で、市内業者で対応できないもの、競争性が確保されないものについては、業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案し、市外業者にも対象を拡大します。 したがって、市内業者で対応可能な消防設備の点検や防災用品などの購入は、市内業者を優先した発注としております。なお、購入後のメンテナンスや</p>	×	<p>資産活用課 (36-7124) 危機管理課 (36-7212) 契約検査課 (36-7220)</p>

				補修などの維持管理が必要となる防災資機材（可搬式小型ポンプや発電機など）の購入は、業者の資格等を勘案する必要があるため、市内業者及び市外業者を対象に発注をすることがあります。何卒御理解を頂きますようお願いいたします。		
7	メール	蓬莱橋右岸（初倉）側の道について	<p>茶屋から蓬莱橋を渡った先の道ですが、道路の舗装はきれいになりましたが、コケ？でヌルヌルしています。</p> <p>今朝自転車で走行中に滑って転倒し、大腿骨近位部骨折で入院となり、今後手術をする予定です。私だけでなく、駆けつけてくれた救急隊、警察官も滑って転びそうになっていました。</p> <p>観光客も多い場所ですので、今後このような事故を起こさないためにも、対策（舗装の見直しや注意喚起の看板等）が必要と考えます。ご検討をよろしくお願いします。</p>	<p>蓬莱橋右岸側の道路についてご意見をいただき、ありがとうございました。</p> <p>また、走行中に転倒し、ご入院されましたこと、心よりお見舞い申し上げます。</p> <p>ご意見をいただいた道路は、蓬莱農道という牧之原台地に通じる農道となっております。</p> <p>農林道は、基本的に農林業者や地域住民の道路として利用されるもので、一般の道路と比べ道幅が狭く、急勾配、急カーブが多いほか、路面状態が悪い箇所があります。また、落石や倒木、野生動物が出没する危険もあるため、農林道を通行される方々には、その点をご理解の上、通行していただくよう周知を図っているところです。広報誌やラジオ等で注意喚起をしておりますが、ご意見の通り、この道路は観光目的で通行される方々もいらっしゃいますので、今後は、看板の設置など、皆様に安心していただけるよう安全対策に努めてまいります。</p>	○	農林整備課 (36-7170)